

(様式 1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	桐生市都市計画マスタープラン (都市計画に関する基本的な方針) (原案)
意見募集の趣旨	桐生市都市計画マスタープランは、桐生市で都市計画を進める上での基本的な方針となる計画です。本計画の直近の改定から約10年が経過するなか、桐生市コンパクトシティ計画の策定をはじめとした情勢の変化が見られることから、これらの内容を適切に都市計画として反映していくため、都市計画マスタープランの改定作業を進めてきました。 標記計画を広く市民の皆様の意見を反映した計画とするため、意見提出手続を行うものです。
意見を提出できる人	1 市内に住所を有する個人 2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体 3 市内の事務所又は事業所に勤務する人 4 市内の学校に在学する人 5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	平成31年3月11日(月)～4月10日(水)
意見の提出方法	住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください(「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください)。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対しての意見かを明記してください(案全般に係る意見の場合はこの限りではありません)。なお、決められた書式はありません。 (1) 直接提出・・・桐生市役所5階都市計画課へ提出してください(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)。 (2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所都市計画課あて送付してください。 (3) ファクシミリ・・・0277-45-0088へ送信してください。 (4) 電子メール・・・toshikei@city.kiryu.lg.jpへ送信してください。 ※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。
参考資料	なし
担当	都市整備部 都市計画課 計画係 電話 0277-46-1111 (内線 744)
備考	・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の個人情報は公表しません。 ・個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。 ・提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。